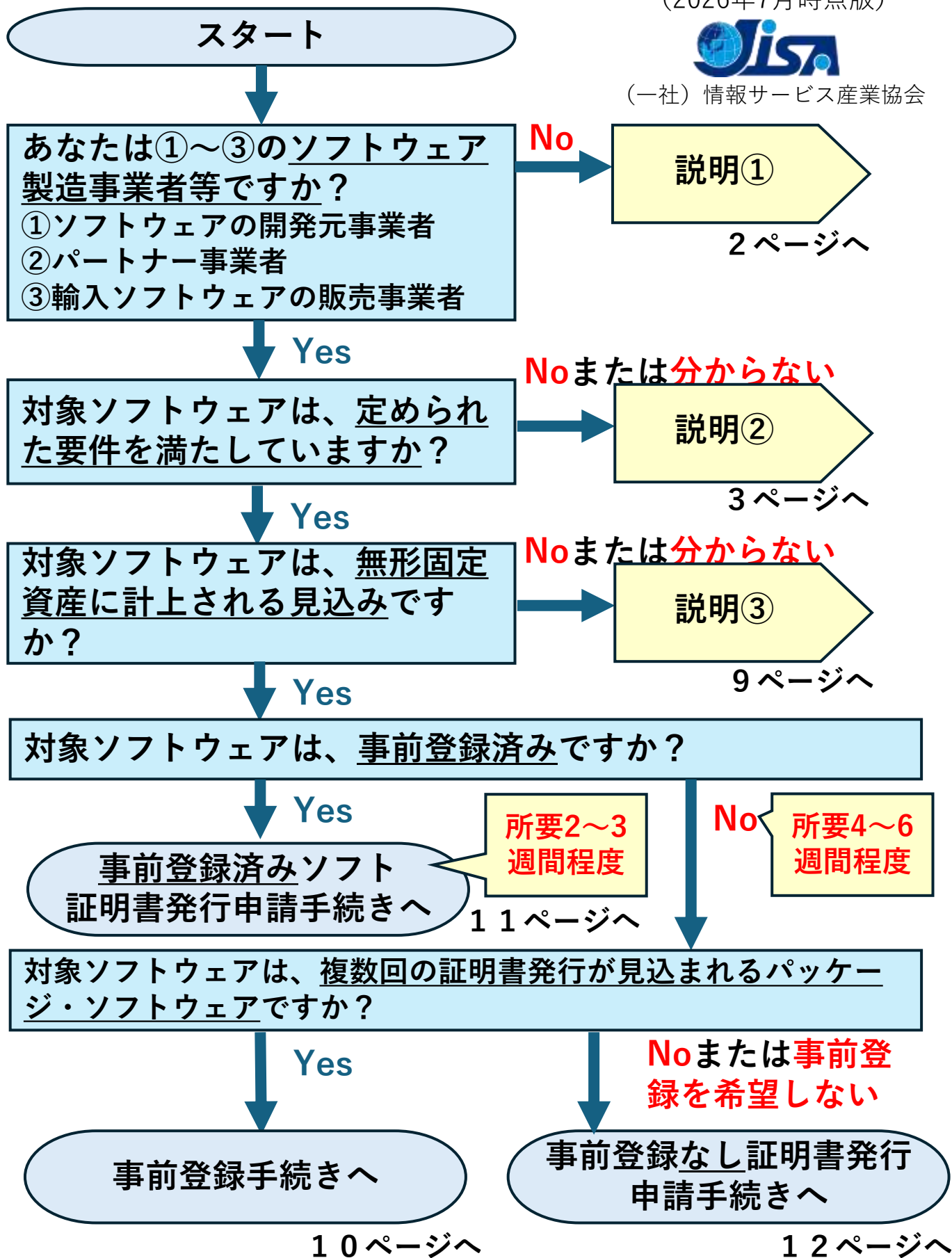


ソフトウェアの工業会証明書 取得手続き簡易フローチャート

(2026年7月時点版)



(一社) 情報サービス産業協会



説明②

工業会証明書は、定められた要件が確認出来た場合に発行します。

生産性向上設備の要件（ソフトウェアの場合）

中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」P.3から引用、加筆
対象設備（ソフトウェア）のうち、以下の2つの要件を満たすもの。

- ① 5年以内に販売されたモデル（販売開始時期）
- ② 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（機能要件）

対象設備（ソフトウェアの場合）

中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」P.3から引用、抜粋

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は 一の取得価額)	販売開始 時期
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

①販売開始時期

①販売開始時期は、対外公表されたメジャーバージョンで確認します。

証明書様式（様式1）では、該当するメジャーバージョンの「販売開始年度」と「取得（予定）日を含む年度」との差が5年以内の必要があります。

なお、本制度における年度は1月1日～12月31日までの期間です。

（バージョンの考え方の詳細は、「手引き」のP.1およびP.6を参照下さい。）

説明②の続き

②機能要件

以下の機能のいずれも有していること。

(1) 情報収集機能

生産情報、販売情報、在庫情報、顧客情報のいずれか1つ以上を収集する機能。

(2) 情報分析機能及び情報指示機能

①情報分析機能と情報指示機能の関係

両者は、情報分析機能が作用した結果に基づいて情報指示機能が作用する関係にあります。

②情報分析機能

収集した情報を個別の要素や成分に分け、その構成・内容等を解き明かす機能が備わっていること。

③情報指示機能

収集した情報の分析結果を基に、(a)制御システムに対する指示、又は(b)作業者に対して最適な行動を促す指示を出すもの。

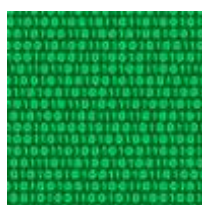
「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等における生産性向上設備（ソフトウェア）の機能要件に関する考え方」から抜粋・要約

イメージ図

(画：いらすとや)



情報収集



情報分析



情報指示

→ (参考) 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等における生産性向上設備（ソフトウェア）の機能要件に関する考え方

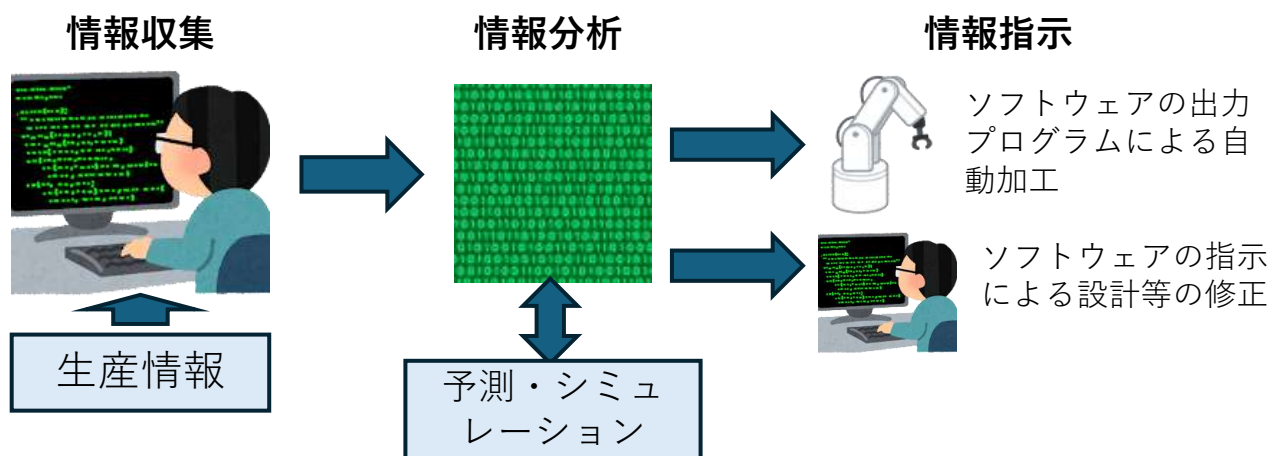
https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/chushokigyokyoka/keieikyoka_kinoyoken.pdf

説明②の続き

②機能要件を確認したソフトウェアの例

(1) CAD/CAMソフトウェア

(画：いらすとや)



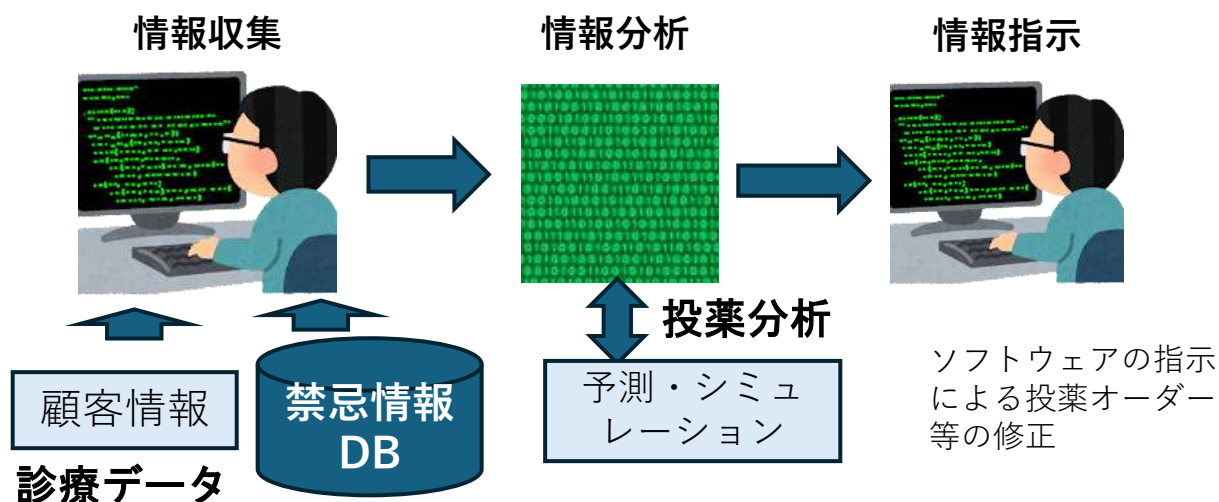
- 設計情報を元に、ソフトウェアが加工シミュレーション分析を行い、その結果に基づいて最適な動作を加工装置等に指示（加工プログラムやデータ出力）する例です。
- 加工シミュレーションにより、強度等を分析して、作業者に対して設計修正を指示する例もあります。
- 製造分野だけでなく、建築、土木、医療分野の類似ソフトウェアの例もあります。
- CAD/CAMソフトウェアであっても、作図出力に止まり、制御システムや作業者への指示機能が無いものなど、情報分析機能に基づく情報指示機能が無いものは非該当です。

説明②の続き

②機能要件を確認したソフトウェア例

(2) 投薬管理ソフトウェア

(画：いらすとや)



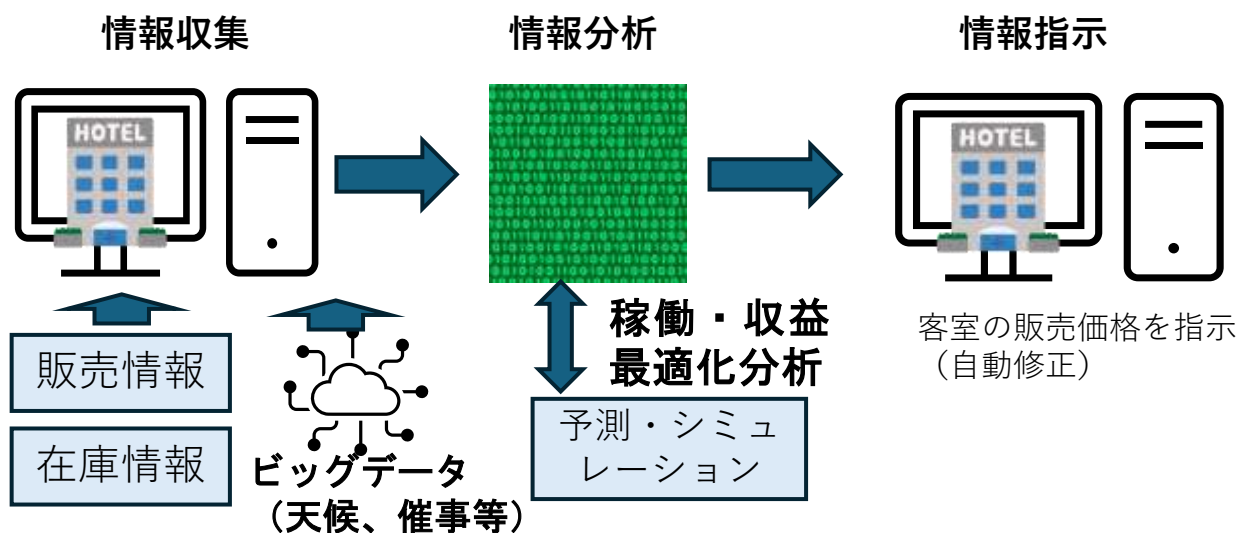
- 顧客情報（診療データ）と投薬禁忌情報を元に、ソフトウェアが医師の処方に基づく投薬シミュレーション分析による禁忌チェックを行い、その結果に基づいて作業（医師）に対して処方の修正を指示（催促）する例です。
- 医薬品は、投与してはいけない疾患や併用出来ない薬剤の情報などが頻繁に更新されており、診療で多忙を極める医師がその全てを確認するには著しい負荷を要します。ソフトウェアによる処方チェックにより労働生産性と安全性の向上に寄与します。
- 投薬管理ソフトウェアであっても、記録や作票等に止まり、情報分析機能に基づく情報指示機能が無いものは非該当です。

説明②の続き

②機能要件を確認したソフトウェア例

(3) 宿泊需要予測・価格決定ソフトウェア

(画：いらすとや)



- 販売情報（売上履歴等）と在庫情報（客室稼働状況等）のほか、天候や催事等のデータを元に、ソフトウェアが宿泊需要予測分析による客室の稼働・収益最適化分析を行い、その結果に基づいて客室予約管理システムに対して客室販売価格を指示する例です。
- 宿泊需要予測・価格決定ソフトウェアであっても、過去の販売記録の集計結果等を参考表示により、それを元に作業者が値決めを決定するものなど、情報分析機能に基づく情報指示機能が無いものは非該当です。

説明②の続き

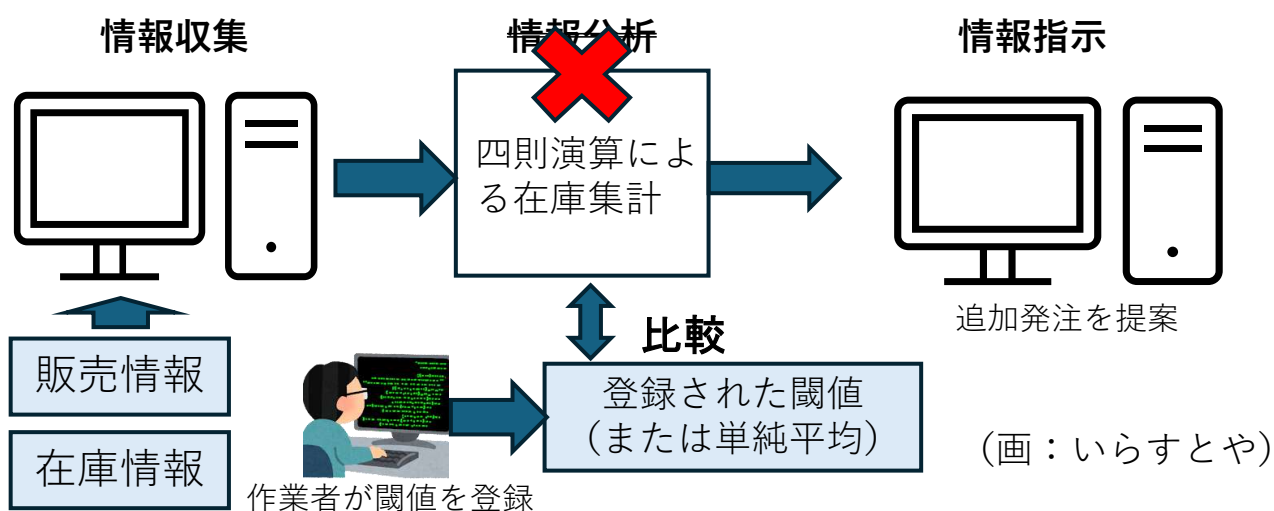
③機能要件を確認できないソフトウェア例

(1) 事務用ソフトウェア

- 文書作成、表計算のほか、財務会計情報や人事情報を扱う事務用ソフトウェアは対象外です。

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等における生産性向上設備（ソフトウェア）の機能要件に関する考え方」 3 ページ

(2) 閾値を作業員による登録値や実績値の単純平均値などを用いる管理ソフトウェア



- 過去の単純平均や、作業員が登録した閾値との比較によって作用するソフトウェアの場合など、制度が求める情報分析機能が無いものは非該当です。

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等における生産性向上設備（ソフトウェア）の機能要件に関する考え方」 4～5 ページ

(3) 表示・印刷用ソフトウェア

- 集計結果等の表示や印刷までで、制御システムや作業員に対する情報指示機能が無いソフトウェアは対象外です。

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等における生産性向上設備（ソフトウェア）の機能要件に関する考え方」 4～5 ページ

説明③

中小企業経営強化税制は、設備（ソフトウェアの場合は無形固定資産）の新規取得等が前提になっています。

①以下のように、該当ソフトウェア関連支出の減価償却資産の区分が判断しにくいなど、中小企業経営強化税制の対象となるか不明の場合には、税会計に詳しい関係者（社内の経理担当や顧問税理士など）に確認をお願いし、更に判断に迷われる場合には所轄の税務署に確認頂くようにユーザー企業にお伝え下さい。

【減価償却資産の区分などが判断しにくい例】

- ・ サブスクリプション契約のソフトウェア利用・導入費
- ・ ソフトウェアの初期設定費、保守費、更新費

②工業会証明書は、「販売時期」と「機能（※）」の要件を満たしていることを証明する書類です。税制の適用を受けられることを証明している書類ではありません。**工業会証明書を発行したソフトウェアでも、税制の対象とならない場合もありますので、ご注意ください。**

※ソフトウェアの場合は、「設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの」

（機械設備、工具等の場合は、経営力の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上）

事前登録手続き

- 事前にパッケージ・ソフトウェアの機能要件を確認しておくことで、証明書申請時に速やかに発行できます。
- 複数回の証明書発行の見込みがある場合は、出来る限り事前登録手続きをお願いしています。

事前登録の際は、当協会のWebページに掲載されている申請書類の様式をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、書類を送付下さい。

様式	名称・備考
送付票	申請内容と必要書類の確認結果を記載
様式3	事前登録申請書
様式4 - ①	機能要件確認書
様式4の根拠となる資料	機能要件に関わる記載のある資料 (様式自由)
請求書送付先連絡票	事務手数料の請求書送付先を記載
返信用封筒	切手貼付・宛先記載。JISA会員は不要。

事前登録には、パッケージ・ソフトウェア1件当たり、10,000円の手前登録手数料が必要です（当協会会員は無料）。

事前登録手続きの詳細は、手引き4～10ページを参照下さい。

→ (参考) 申請書類ダウンロードページ

<https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

→ (参考) 中小企業経営強化税制 ソフトウェア証明書発行の手引き (略称「手引き」)

https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/chushokigyokyoka/keieikyoka_tebiki202504.pdf

事前登録済みソフト 証明書発行申請手続き

- 事前登録済みのソフトウェアの場合には、機能要件を確認済みのため、登録の無いソフトウェアと比べて短い期間で証明書発行が可能です。
- 証明書の発行に際しては2～3週間程度かかります。余裕をもって申請してください。

証明書発行申請（事前登録済みソフトウェア）の際は、当協会のWebページに掲載されている申請書類の様式をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、書類を送付下さい。

様式	名称・備考
送付票	申請内容と必要書類の確認結果を記載
様式1A	証明書（中小企業庁指定様式）
様式2	チェックリスト
様式5	機能要件維持確認書
請求書送付先連絡票	事務手数料の請求書送付先を記載
返信用封筒	切手貼付・宛先記載。

事前登録済みの証明書発行には、以下の事務手数料が必要です。

事務手数料	一般	当協会会員
証明書1通当たり	3,000円	1,000円

詳細は、手引き10～11ページを参照下さい。

→（参考）申請書類ダウンロードページ

<https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

→（参考）中小企業経営強化税制 ソフトウェア証明書発行の手引き（略称「手引き」）

https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/chushokigyokyoka/keieikyoka_tebiki202504.pdf

事前登録なし証明書 発行申請手続き

- 事前登録が無いソフトウェアの場合には、機能要件を個別に確認しますので、4～6週間程度かかります。余裕をもって申請してください。

証明書発行申請（事前登録の無いソフトウェア）の際は、当協会のWebページに掲載されている申請書類の様式をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、書類を送付下さい。

様式	名称・備考
送付票	申請内容と必要書類の確認結果を記載
様式1A	証明書（中小企業庁指定様式）
様式2	チェックリスト
様式4-②	機能要件確認書
様式4の根拠となる資料	機能要件に関わる記載のある資料（様式自由）
請求書送付先連絡票	事務手数料の請求書送付先を記載
返信用封筒	切手貼付・宛先記載。

事前登録の無いの証明書発行には、以下の事務手数料が必要です。

事務手数料	一般	当協会会員
証明書1通当たり	6,000円	2,000円

詳細は、手引き12～13ページを参照下さい。

→（参考）申請書類ダウンロードページ

<https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

→（参考）中小企業経営強化税制 ソフトウェア証明書発行の手引き（略称「手引き」）

https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/chushokigyokyoka/keieikyoka_tebiki202504.pdf

よくある質問①

・ 事前相談について

- ・ 提出された書面に基づいて確認いたしますので、事前相談はお受けしていません。

・ 証明書発行申請等は書面郵送でお願いします

- ・ 当協会では、処理件数、投資対効果等を勘案し、工業会証明書申請受付事務の電子化は行っておりません。
- ・ 工業会証明書の発行申請等は書面でお願ひいたします。

・ 書面の郵送先について

- ・ 申請書類の送付先は、以下のいずれかをご覧ください。

- 申請書類ダウンロードページ

<https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

- 中小企業経営強化税制 ソフトウェア証明書発行の手引き 18ページ

<https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/chushokigyokyoka/keieikyokatebiki202504.pdf>

・ 証明書発行に関するお問い合わせについて

- ・ 中小企業経営強化税制の証明書発行手続き等に関するお問い合わせは、電話ではお受けしておりません。
- ・ 専用フォームへのご記入をお願いします。
- ・ <https://www.jisa.or.jp/tabid/2222/Default.aspx>

・ 税制に関するお問い合わせについて

- ・ 当協会では、税制に関するお問い合わせはお受けしておりません。
- ・ 経営力向上計画の申請及び中小企業等経営強化法に基づく税制措置については、以下の窓口にお問い合わせ下さい。
- ・ 中小企業税制サポートセンター
- ・ TEL03-6281-9821（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

→（参考）「税制措置・金融支援活用の手引き」（中小企業庁）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

よくある質問②

・ 組み込みソフトウェアの取り扱い

- ・ 当協会では、無形固定資産であるソフトウェアの証明書発行のみを取り扱っています。
- ・ 機械類の動作に不可欠であり、その機械でしか機能しない専用ソフトウェア（組み込みソフトウェア）は、一般的に当該機械類と一体として有形固定資産として取り扱われます。
- ・ 組み込みソフトウェアにつきましては、当該機械類に含めた証明が可能か、対応工業会等にお尋ね下さい。

・ 工業会証明書の申請日について

- ・ 工業会証明書の申請日は、設備メーカー（ソフトウェア製造事業者等）が当協会へ証明書発行を依頼した日付です。証明書（様式1A）の中段右側の設備メーカー記載日付です。
- ・ 「税制措置・金融支援活用の手引き」（中小企業庁）の11ページによれば、工業会証明書の申請日はソフトウェア取得日より前とされていますので、ご注意ください。

・ 工業会証明書の差し替え発行について

- ・ 当協会の責によらずに証明書記載事項（日付、年度等）の修正が必要となった際は有償でお取り扱いいたします（新たな証明書発行と同様の手数料を請求します）。

→（参考）対象資産区分及び対応工業会等リスト（中小企業庁）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai/kougyoulist.pdf>

→（参考）中小企業経営強化税制の証明書発行日付等について
<https://www.jisa.or.jp/Portals/0/pdf/zeisei20260403.pdf>

→（参考）「税制措置・金融支援活用の手引き」（中小企業庁）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

→（参考）「中小企業経営強化税制に関するQ&A集」（中小企業庁）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>